

盛岡市新児童育成計画（案）について

平成14年 2月19日
保 健 福 祉 部

1 計画策定の趣旨

- 平成9年に、「子育てがしやすい街盛岡」を目指した「盛岡市児童育成計画」を策定し、保育・母子保健を中心に女性が安心して産み育てられる環境づくりを推進してきたが、国と同様、本市においても出生率の低下が続き、急速な少子化の進行が市民生活にも様々な深刻な影響を与えることが指摘されている。
- このような状況から、男女がともに将来に夢を持ち、子育てや家庭生活とともに参画する社会環境づくり、子育てを社会全体で支えていく環境づくり、そして子どもたちが健やかに育つ環境づくりが重要になっている。
- 市としては、国、県の関連計画と整合を図りながら、安心して子どもを産み、子育てができるよう、可能な限りの施策を整えることとし、改めて「子育てがしやすい街盛岡」の実現を目指した新児童育成計画を策定するものである。
- 母子保健の分野については、関係諸計画を踏まえて別途具体的取組を策定するものとする。

2 計画の期間

平成14年度を初年度とし、平成18年度を目標年次とする5か年の計画

3 計画の構成

- (1) 計画策定にあたって
- (2) 子どもを取り巻く現状と課題
- (3) 計画推進の基本方針と基本方向
- (4) 計画の具体的推進
- (5) 主な指標
- (6) 資料編

4 計画の内容

計画推進の基本方針に、「男女がともに子育てに参加し、子どもたちが健やかに育つ環境づくり」を掲げるとともに、基本方向として、①子育てや家庭を社会全体で支えていく地域社会づくりの推進、②利用者の多様な需要に対応した保育サービス等の整備、③安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進、④子どもが健やかに育つことができる環境づくりの推進、⑤子育てを支援する生活環境の整備 を設定し計画を推進する。

5 計画策定の検討組織

- (1) 新児童育成計画策定委員会
委員長 助役
委員 収入役、水道事業管理者、教育長及び部長等の職員
- (2) 盛岡市新児童育成計画策定懇話会
座長 雫石礼子岩手県立大学教授
委員 市議会、医師会等関係機関・団体の推薦者及び公募委員

保育所定員 180人増、新設 2カ所

盛岡市新児童育成計画(案)

盛岡市

目 次

第1 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画策定の視点	1
第2 子どもを取り巻く現状と課題	3
1 少子化の動向	3
2 未婚率の推移等	5
3 少子化の影響	7
4 育児休業の取得状況	8
5 子どもの生活の状況	8
6 保育サービス等の状況	10
7 母子保健の状況	16
8 子育て支援に関連する施策の推進状況	17
第3 計画推進の基本方針と基本方向	19
計画推進の基本方針	19
計画推進の基本方向	19
1 子育てや家庭を社会全体で支えていく地域社会づくりの推進	19
2 利用者の多様な需要に対応した保育サービス等の整備	19
3 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進	20
4 子どもが健やかに育つことができる環境づくりの推進	20
5 子育てを支援する生活環境の整備	20
第4 計画の具体的推進	21
1 子育てや家庭を社会全体で支えていく地域社会づくりの推進	21
2 利用者の多様な需要に対応した保育サービス等の整備	22
3 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進	23
4 子どもが健やかに育つことができる環境づくりの推進	24
5 子育てを支援する生活環境の整備	26
第5 主な指標	28
資料編	29

第1 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市においては、平成9年3月に、「子育てがしやすい街盛岡」を目指した「盛岡市児童育成計画」を策定し、保育・母子保健を中心に女性が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進してきたところです。

しかしながら、国全体においても本市においても、出生率の低下が続き、少子化が進行しています。この直接の原因としては、晩婚化や非婚化の高まりのほか、結婚しても子どもを産まない夫婦の増加などがあげられており、その背景として、結婚に関する意識や価値観の変化と併せて、仕事と子育ての両立の負担感、子育てそのものへの心理的、肉体的、経済的な負担の増大などがあげられています。本来、結婚や出産は、当事者の自由な選択に委ねられるべきもので、最大限尊重されなければなりません。少子化の進行が国や地域の社会経済全体や子ども自身の健やかな成長などに深刻な影響を与えることなどが指摘されています。

このような状況から、男女がともに将来に夢を持ち、子育てや家庭生活にともに参画する社会が構築できる環境づくりとともに、子育てを社会全体で支えていく環境づくりや次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりが極めて重要になっています。

したがって、安心して子どもを産み、子育てができるよう、保育をはじめとする子育て支援について可能な限りの施策を整えることとし、改めて「子育てがしやすい街盛岡」の実現を目指した新児童育成計画を策定します。

なお、母子保健については、関係する諸計画を踏まえて具体的な取組を策定することとし、この計画の中では、概要について掲げることとします。

2. 計画の位置づけ

計画策定に当たっては、現盛岡市児童育成計画の進捗状況を踏まえ、国の「少子化対策推進基本方針」に基づく「新エンゼルプラン」をはじめ、岩手県の「いわて子どもプラン」、さらには「第三次盛岡市総合計画」等の関連する計画との整合を図りながら進めます。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成14年度を初年度とし、平成18年度を目標年次とする5か年の計画とします。

4. 計画策定の視点

計画の策定に当たっては、次の視点に留意します。

(1) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

子どもを持つことの妨げとなる制約を取り除き、女性が安心して子どもを産み、親として自覚と責任を持ちながら、子育てに喜びや楽しみを感じることができるよう、子育て環境の整備に努めます。

(2) 子育てを社会全体で支援する環境の整備

核家族化の進行等による家庭機能の縮小など、子育て能力が低下していると言われる中で、家庭における子育ての重要性を認識し、特に在家庭の子育て支援に努めるほか、子育ては、家庭の責任で行うだけではなく、地域社会や企業等も含めた社会全体で支えるべきとの考えから、市としても、福祉、保健、教育、労政等の各関係部署・機関、団体との連携を図り、子育て支援の環境づくりに努めます。

(3) 子育てへの男女共同参画意識の醸成

家庭や職場、地域等における固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正を図り、男女が子育て、家庭づくりに共同で参加できるよう、その意識の醸成に努めます。

(4) 子どもの権利・利益の尊重

子どもの権利を尊重し、親や社会の都合だけでなく、子ども本位の視点でその成長過程に応じ、自立心や社会性をはぐくみながら、子どもの主体性を尊重した子育て支援の推進など、子どもの利益がより配慮されるよう努めます。

第2 子どもを取り巻く現状と課題

1 少子化の動向

(1) 人口等の推移

本市の人口は、国勢調査によると、昭和60年から平成2年までは約5,700人、平成2年から平成7年までは約8,000人それぞれ増加していますが、この5年間では約2,400人の増加にとどまり、平成12年には約28万9,000人となっています。

ア 年齢3区分による人口の推移

総人口に占める年少人口（0歳～14歳）と老年人口（65歳以上）の推移は対照的で、老年人口は、昭和55年から平成12年までの20年間で、およそ2.5倍に増加しているのに対し、年少人口は、全体的に減少傾向にあり、昭和55年を100として、平成12年には73まで低下しています。

人口の年齢区分構成をみると、昭和55年当時、年少人口が23.3%を占めていましたが、平成12年には8.0ポイント低下し15.3%に、また、老年人口については、昭和55年当時7.1%ありましたが、平成12年には8.5ポイント上昇し15.6%を占めています。一方、生産年齢人口（15歳～64歳）は、昭和55年以降、ほぼ約70%の横ばいで推移しており、少子・高齢化が着実に進行しています。

年齢3区分人口と各年代別児童人口

(単位：人)

区分	総人口	年少人口（0～14歳）			生産年齢人口 （15～64歳）	老年人口 （65歳以上）	
		0～5歳	6～8歳	9～14歳			
昭和55年	258,740 (100%) 100.0	60,253 (23.3%) 100.0	23,939 (9.3%) 100.0	13,267 (5.1%) 100.0	23,047 (8.9%) 100.0	180,054 (69.6%) 100.0	18,341 (7.1%) 100.0
昭和60年	272,776 (100%) 105.4	59,983 (22.0%) 99.6	22,236 (8.2%) 92.9	11,815 (4.3%) 89.1	25,932 (9.5%) 112.1	190,200 (69.7%) 105.6	22,593 (8.3%) 123.2
平成2年	278,497 (100%) 107.6	53,962 (19.4%) 89.6	19,947 (7.2%) 83.3	10,962 (3.9%) 82.6	23,053 (8.3%) 100.0	195,711 (70.3%) 108.7	28,679 (10.3%) 156.4
平成7年	286,478 (100%) 110.7	49,647 (17.3%) 82.4	18,165 (6.3%) 75.9	9,757 (3.4%) 73.5	21,725 (7.6%) 94.3	200,217 (69.9%) 111.2	36,566 (12.8%) 199.4
平成12年	288,843 (100%) 111.6	44,134 (15.3%) 73.2	16,406 (5.7%) 68.5	8,584 (3.0%) 64.7	19,144 (6.6%) 83.1	199,462 (69.1%) 110.8	45,189 (15.6%) 246.4

※ 国勢調査。各年の総人口には、年齢不詳を含んでいます。

※ 各年中段の（ ）は年齢区分人口の構成比を、下段は昭和55年を100.0とした場合の指数を表しています。

イ 出生数及び合計特殊出生率

(ア) 出生数

出生数については、昭和55年当時、県全体では19,638人でしたが、平成12年にはその63.2%の12,410人まで落ち込んでいます。また、本市においても、3,801人から2,799人へと、その73.6%にまで減少しています。

出生数		(単位：人)			
区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
岩手県	19,638	17,232	14,254	13,021	12,420
盛岡市	3,801	3,638	3,221	3,007	2,799

※ 厚生労働省「人口動態統計」、住民基本台帳

(イ) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、国、県、本市とも、ほぼ同様の低下傾向を示していますが、国においては、平成11年には、人口を維持する水準である「2.08」を大きく下回る過去最低の1.34を記録しました。平成12年には1.35と若干上昇しましたが、いわゆるミレニアム効果で一時的なものと言われています。

一方、本市においては、平成10年から国の水準を若干下回る状況となり、平成11年には1.32、平成12年には1.33と、引き続き最低水準となっています。

合計特殊出生率

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
全国	1.75	1.76	1.54	1.42	1.35
岩手県	1.95	1.88	1.72	1.62	1.51
盛岡市	...	(昭和61年) 1.69	1.56	1.48	1.33

※ 厚生労働省「人口動態統計」、岩手県保健福祉年報

※ 合計特殊出生率：その年の年齢別出生率が、将来一定のまま推移すると仮定した場合、1人の女性が生涯に出産する平均の子どもの数。

ウ 将来推計人口

この計画は、平成14年度を初年度とし、平成18年度を目標年次としていますが、平成7年及び平成12年の国勢調査人口と平成11年の合計特殊出生率を基礎数値として、平成17年の人口を予測してみると、老年人口が約15%増(約5万2,000人)の高い伸びを示すのに対し、年少人口は約8%減(約4万500人)と、一層の少子・高齢化が進むものと見込まれています。

(2) 世帯の状況

世帯人口は、昭和55年当時、本市では3人台を維持していましたが、以後一貫して低下傾向を示し、昭和60年には3人を割り、平成12年には2.49人まで低下しています。

また、世帯別人員の割合の推移をみると、昭和55年調査から1人世帯が4人世帯を抜いて最も多くなり、平成12年には全世帯の33.4%を占めています。また、2人世帯も24.0%と増加するなど、単身世帯の増加と家族の縮小化が顕著になっています。

普通世帯1世帯当たりの人員

(単位：人)

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
岩手県	3.64	3.42	3.33	3.14	2.96
盛岡市	3.03	2.95	2.79	2.63	2.49

※ 国勢調査

世帯別人員の割合

(単位：%)

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上世帯
昭和55年	24.1	18.1	19.3	23.4	9.0	3.8	2.3
昭和60年	25.5	19.7	18.9	21.4	8.9	3.6	2.0
平成2年	28.7	21.4	18.6	18.5	7.6	3.3	1.9
平成7年	30.9	22.5	18.3	16.6	6.9	3.1	1.7
平成12年	33.4	24.0	18.1	14.8	5.9	2.5	1.3

※ 国勢調査

2 未婚率の推移等

本市の25歳～29歳の年齢層の未婚率は、昭和55年に男性が52.8%、女性が31.3%であったものが、平成12年にはそれぞれ66.3%、55.8%と大きく上昇しています。また、30歳～34歳の年齢層についても、昭和55年に男性19.6%、女性13.0%であったものが、平成12年にはそれぞれ41.9%、30.5%と大きく変化しています。

未婚率の推移

(単位：%)

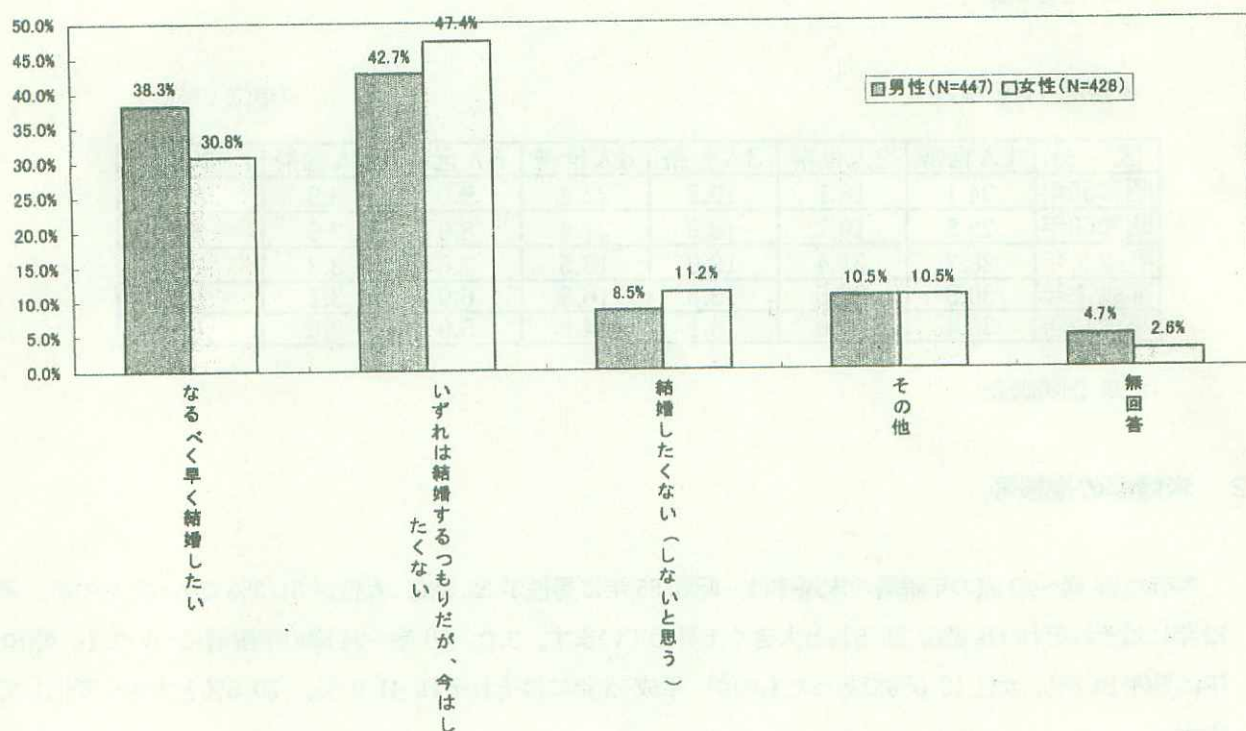
区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15～19歳	99.3	99.0	99.6	99.2	98.9	98.7	99.1	98.9	99.6	99.2
20～24歳	89.5	79.6	90.5	83.4	92.3	87.5	91.3	86.6	91.6	88.2
25～29歳	52.8	31.3	57.4	37.9	62.1	46.5	63.8	51.3	66.3	55.8
30～34歳	19.6	13.0	26.6	15.3	32.0	19.2	36.3	24.0	41.9	30.5
35～39歳	7.3	8.0	12.1	9.8	17.0	11.5	21.8	12.4	26.9	17.8
40～44歳	3.7	5.9	6.4	7.0	10.2	8.7	14.7	9.6	18.7	11.1
45～49歳	2.3	5.9	3.8	6.2	5.7	6.9	9.8	7.9	13.8	9.2
50～54歳	1.3	6.0	2.4	6.0	3.5	6.0	6.1	6.4	9.2	7.7
55～59歳	1.4	4.6	1.2	5.9	2.3	6.1	3.6	5.7	5.6	6.3
60～64歳	1.2	3.4	1.3	4.8	1.3	5.9	2.2	5.5	3.3	5.5

※ 国勢調査

また、岩手県が平成10年に県内在住者を対象に行った意識調査結果によると、未婚者の結婚についての意識は、男女とも「いずれは結婚するつもりだが、今はしたくない」という回答が多く、4割以上の未婚者が当面は結婚に積極的ではないという結果となっています。しかし、「結婚したくない(しないと思う)」の回答は、1割程度にとどまっています。

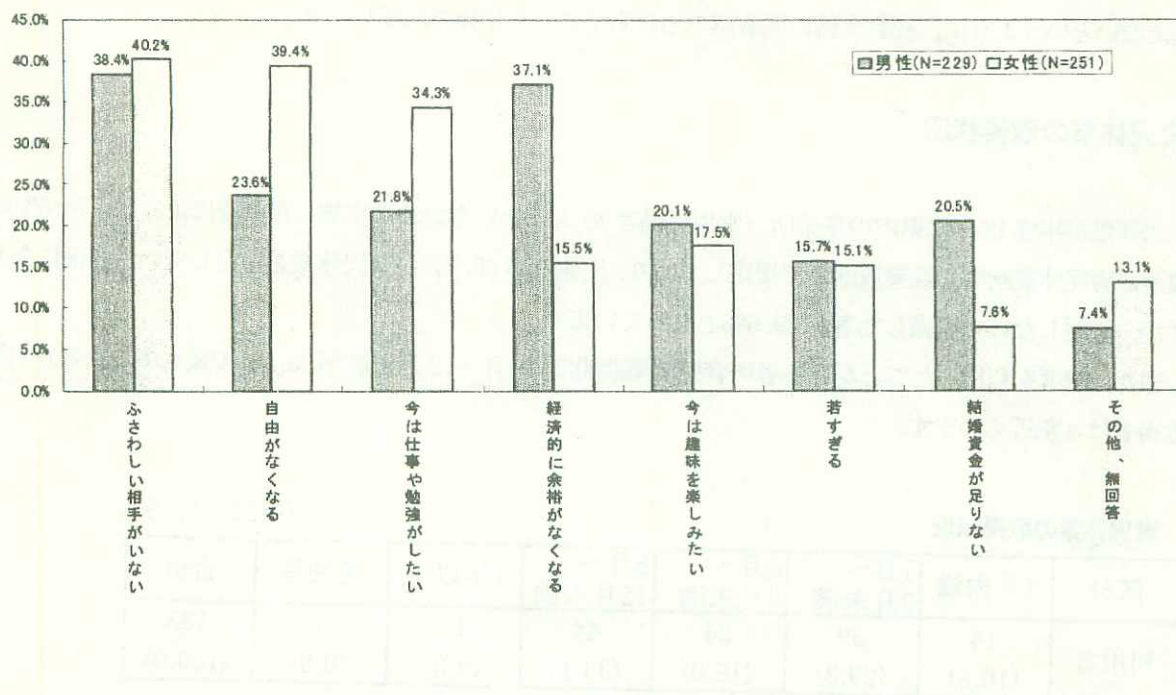
さらに、この調査で結婚に積極的でない理由を尋ねたところ、男女とも「ふさわしい相手がいない」が約4割で最も多くなっていますが、2番目以下については、結婚による拘束感や経済的理由など、男女の考えの違いが大きくなっています。

結婚についての意識（回答は未婚者のみ）



※ 岩手県少子化に関する意識調査（平成10年8月）

結婚したくない理由



※ 岩手県少子化に関する意識調査（平成10年8月）

3 少子化の影響

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成14年1月）によると、日本の総人口は平成18年をピークに減少し、平成62年（2050年）にはおおよそ1億60万人になると予測しています。また、平成12年に120万人だった出生児数が、平成62年には67万人に半減すると推計しています。このような急速な少子化による人口減少は、国家としての存立基盤自体に大きな影響を与えかねないことが指摘されていますが、経済面や社会面において、市民生活に次のような影響を及ぼすことが懸念されています。

(1) 経済成長と生活水準への影響

労働力人口の減少による経済成長率の低下や、高齢化の進行に伴う年金、医療、福祉等社会保障の分野における現役世代の負担の増大が見込まれ、働く世代の手取り所得が減少する可能性があります。

(2) 子どもの健全な成長への影響

子どもの数の減少による子ども同士、特に異年齢児との交流の機会の減少や過保護・過干渉などにより、子どもの自主性や社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

また、核家族化や都市化の進行により、子どもが高齢者とふれあう機会が減少し、高齢者への尊敬の念といたわりの気持ちが欠如し、助け合い、いたわりあう人間社会の形成ができなくなるのではないかと不安の声もあります。

(3) 地域社会の活力の低下

少子化の進行は、地域社会の活力の低下を招き、教育、医療、福祉などの基礎的な社会基盤の運営への影響や、防災面、安全面での機能低下を招く恐れがあります。また、活気ある子どもの声が聞こえない、姿が見えないというように、社会全体に閑寂感をもたらすことも指摘されています。

4 育児休業の取得状況

岩手県が平成12年に県内の事業所（常用労働者30人以上）を対象に実施した調査によると、74.5%の事業所が育児休業制度を就業規則等で規定しており、出産者の65.7%が育児休業を取得している状況にありますが、取得しないで復職した者が29.6%となっています。

また、制度を利用したことがある者の育児休業期間は、6月～12月未満が33.1%で最も多く、3月未満の取得者は4割近くいます。

育児休業の取得状況

(単位：人，%)

区分	1月未満	1月～ 3月未満	3月～ 6月未満	6月～ 12月未満	1年以上	無回答	合計
利用者	14 (10.5)	39 (29.3)	24 (18.0)	44 (33.1)	11 (8.3)	1 (0.8)	133 (100.0)

※岩手県女性労働実態調査（平成12年1月）

この調査で、「仕事と子育てを両立させるために職場に望むこと」を尋ねたところ、「子どもが病気等の場合の特別休暇の導入」が最も多く、次いで「育児休業中の経済的給付の充実」をあげています。

仕事と子育てを両立させるために職場に望むこと

項目	割合(%)
子どもが病気等の場合の特別休暇の導入	40.0
育児休業中の経済的給付の充実	39.2
育児中の従業員の勤務時間変更	31.5
気兼ねなく制度を利用できる環境	29.8
制度利用者が差別されない体制整備	23.0

※岩手県女性労働実態調査（上位5項目、複数回答、N=1,703）

5 子どもの生活の状況

(1) 就学前の児童の状況

就学前の児童の状況を見ると、平成12年度では、在宅等の状態が45.0%と最も多くなっていますが、その割合は、徐々に減少しています。また、保育所や認可外保育施設（事業所内保育施設含む。）の児童の割合は、増加の傾向にありますが、幼稚園は、ほぼ横ばいの状態です。

少子化の進行は、地域社会の活力の低下を招き、教育、医療、福祉などの基礎的な社会基盤の運営への影響や、防災面、安全面での機能低下を招く恐れがあります。また、活気ある子どもの声が聞こえない、姿が見えないというように、社会全体に閑寂感をもたらすことも指摘されています。

4 育児休業の取得状況

岩手県が平成12年に県内の事業所（常用労働者30人以上）を対象に実施した調査によると、74.5%の事業所が育児休業制度を就業規則等で規定しており、出産者の65.7%が育児休業を取得している状況にあります。取得しないで復職した者が29.6%となっています。

また、制度を利用したことがある者の育児休業期間は、6月～12月未満が33.1%で最も多く、3月未満の取得者は4割近くいます。

育児休業の取得状況

(単位：人、%)

区分	1月未満	1月～ 3月未満	3月～ 6月未満	6月～ 12月未満	1年以上	無回答	合計
利用者	14 (10.5)	39 (29.3)	24 (18.0)	44 (33.1)	11 (8.3)	1 (0.8)	133 (100.0)

※岩手県女性労働実態調査（平成12年1月）

この調査で、「仕事と子育てを両立させるために職場に望むこと」を尋ねたところ、「子どもが病気等の場合の特別休暇の導入」が最も多く、次いで「育児休業中の経済的給付の充実」をあげています。

仕事と子育てを両立させるために職場に望むこと

項目	割合(%)
子どもが病気等の場合の特別休暇の導入	40.0
育児休業中の経済的給付の充実	39.2
育児中の従業員の勤務時間変更	31.5
気兼ねなく制度を利用できる環境	29.8
制度利用者が差別されない体制整備	23.0

※岩手県女性労働実態調査（上位5項目、複数回答、N=1,703）

5 子どもの生活の状況

(1) 就学前の児童の状況

就学前の児童の状況をみると、平成12年度では、在宅等の状態が45.0%と最も多くなっていますが、その割合は、徐々に減少しています。また、保育所や認可外保育施設（事業所内保育施設含む。）の児童の割合は、増加の傾向にありますが、幼稚園は、ほぼ横ばいの状態です。

就学前の児童の状況

(単位：人，%)

区 分	就学前児童数	保育所 (5/1)	幼稚園 (5/1)	認可外保育施設 (10/1)	在宅等
平成 2 年度	19,947 (100.0)	3,292 (16.5)	5,612 (28.1)	479 (2.4)	10,564 (53.0)
平成 7 年度	18,165 (100.0)	3,169 (17.4)	5,298 (29.2)	732 (4.0)	8,966 (49.4)
平成 12 年度	16,406 (100.0)	3,468 (21.1)	4,776 (29.1)	781 (4.8)	7,381 (45.0)

※ 認可外保育施設は、5人以上の入所施設を対象としています（無認可保育施設状況調査）。

※ 幼稚園、認可外保育施設とも、他市町村との通園については、調整しておりません。

(2) 放課後の児童の状況

小学校児童の下校後における家庭では、平成 12 年度の生活状況調査によると、児童の 73.9%が家庭に母又は母以外の者が在宅している状態にありますが、小学校 1～3 年生で在宅者がいない家庭は 23.2%，そのうちの 54.8%の児童が児童センター又は地域児童クラブ（放課後児童クラブ）を利用して、放課後を過ごしています。

小学校児童の下校後における生活の状況（平成 12 年度）

(単位：人，%)

区 分		1～3 年生	4～6 年生	合 計
児童の下校後の 家庭状況	母が在宅	4,930 (56.9)	4,901 (52.9)	9,831 (54.9)
	母以外が在宅	1,556 (18.0)	1,855 (20.0)	3,411 (19.0)
	在宅者なし	2,013 (23.2)	2,305 (24.9)	4,318 (24.1)
	その他	165 (1.9)	199 (2.2)	364 (2.0)
	計	8,664 (100.0)	9,260 (100.0)	17,924 (100.0)
「在宅者なし」 の児童の過ごし 方の内訳	児童センター	606 (30.1)	136 (5.9)	742 (17.2)
	地域児童クラブ	498 (24.7)	247 (10.7)	745 (17.2)
	近所・親戚	91 (4.5)	61 (2.7)	152 (3.5)
	一人遊び	351 (17.4)	754 (32.7)	1,105 (25.6)
	友達・兄弟等	414 (20.6)	906 (39.3)	1,320 (30.6)
	クラブ活動	11 (0.6)	102 (4.4)	113 (2.6)
	塾	42 (2.1)	99 (4.3)	141 (3.3)

※ 平成 12 年度児童の下校後における生活状況調査（児童福祉課）

※ 平成 12 年 12 月 1 日を調査基準日として、市内全小学校の児童の下校後の生活状況を調査したものです。

6 保育サービス等の状況

(1) 保育所の状況

ア 保育所数、入所児童数等

本市の保育所は、戦前に寺院等(宗教法人等)による隣保館事業として9か所に設置されていましたが、戦後は昭和26年に初めての市立保育所も開かれ、以後、30年代から50年代初めにかけて、公・私立の保育園が次々に開設され、昭和55年には保育所数は40を数えるようになりました。その後、少子化による定員割れも常態化し、保育所定員の適正配置等に伴う一部保育園の廃園・新設もありましたが、平成13年度現在41か所となっています。

また、年間延べ入所児童数は、平成に入り漸減傾向にありましたが、平成8年度から増加傾向を示し、平成12年度には44,202人と、平成7年度に比べて約11%の増となっています。

入所の充足率については、昭和50年代から定員割れ傾向が明らかとなり、平成2年度には86.7%、平成7年度には86.2%でしたが、平成8年度から入所児童が増加し、平成13年度は99.5%となっています。平成10年度からは、入所枠の緩和措置により定員を超えての入所が可能となりましたが、低年齢児を中心に、年度途中で若干の待機児童が発生しています。

保育所の状況

区 分	保 育 所 数		定 員 (人)	年間延べ入所 児童数(人)	充足率 (%)
	公立	私立			
昭和60年度	42	19	3,875	35,728	92.2
平成2年度	41	19	3,770	33,161	86.7
平成7年度	42	19	3,735	39,679	86.2
平成11年度	41	18	3,690	42,732	91.3
平成13年度	41	18	3,720	...	99.5

※ 昭和60年度・平成2年度の入所児童数は、旧盛岡市域分のみの数値を掲げています。

※ 充足率は各年度5月1日現在の入所定員に対する入所児童数の割合

(2) 特別保育の状況

ア 乳児保育の状況

乳児保育については、女性の社会参加の増加等による産休明けからの保育需要の高まりに伴い、国の制度創設に合わせて、昭和44年度から実施しています。昭和60年度には乳児保育指定保育所が11か所、乳児が150人でしたが、平成10年度に指定保育所制度が廃止され、平成13年度には30か所、394人が利用しています。

また、乳児の入所枠の拡大に対応して入所児童に占める割合も年々上昇し、平成13年度には10.0%までになっています。

今後、産休明け後の就労の増加に伴って、乳児保育の需要も高まっていくものと予測されます。

乳児保育の状況

区 分	実施保育所数			児 童 数 (人)			入所児童数に占める 乳児の割合(%)
	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計	
昭和60年度	3	8	11	43	107	150	5.0
平成元年度	7	17	24	47	119	166	5.8
平成5年度	6	16	22	53	174	227	6.8
平成8年度	7	17	24	56	215	271	8.0
平成10年度	7	21	28	68	264	332	9.4
平成12年度	7	23	30	86	239	325	8.6
平成13年度	7	23	30	86	308	394	10.0

※ 児童数は各年度10月1日現在の入所児童数

イ 延長保育の状況

保護者の就労形態の多様化等に伴い、午前7時30分から午後6時までの通常保育とは別に、午前7時から午後7時まで又は午後8時までの延長保育を実施しています。

延長保育の実施保育所は、昭和60年度の11か所から、平成13年度には38か所と約3.5倍に増加しています。また、延長保育申込児童の全児童に対する割合は、昭和60年度の4.9%に対して、平成13年度には24.3%と、16年間に約5倍の伸びを示していますが、今後も、この延長保育需要は続くものと予測されます。

なお、平成13年4月からは、7か所（公立1か所、私立6か所）において午後8時までの延長保育を行っています。今後、この長時間延長保育の需要の動向等を見極めていくことが必要です。

延長保育の状況

区 分	実施保育所数			児 童 数 (人)			入所児童数に占める 延長保育申込み 児童の割合(%)
	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計	
昭和60年度	4	7	11	20	127	147	4.9
平成元年度	4	11	15	37	226	263	9.2
平成5年度	4	12	16	46	301	347	10.4
平成8年度	5	19	24	78	470	548	16.1
平成10年度	6	23	29	104	628	732	20.7
平成12年度	12	23	35	227	632	859	22.4
平成13年度	15	23	38	288	673	961	24.3

※ 児童数は各年度10月1日現在の延長保育申込児童数

ウ 障害児保育の状況

保育に欠け、かつ心身に中度又は軽度の障害を持つ児童を、保育所において受け入れて、健常児との集団保育を行う中で成長・発達を促しています。

障害児の受入れは、私立保育所では昭和50年度から、公立保育所では昭和57年度から開始しています

が、現在は、原則的には、すべての保育所でも障害児の受入れは可能となっています。

障害児保育の対象児童数は、ここ数年 30 人台から 50 人台で推移していますが、障害の内容等について、保護者、保育所ともに十分理解を深めながら対応することが必要です。

障害児保育の状況

区 分	実施保育所数			児 童 数 (人)			入所児童数に 占める障害児 の割合(%)
	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計	
昭和 60 年度	2	5	7	11	14	25	0.9
平成 元年度	5	9	14	21	25	46	1.6
平成 5 年度	11	10	21	33	24	57	1.7
平成 8 年度	10	5	15	30	13	43	1.3
平成 10 年度	8	7	15	20	15	35	1.0
平成 12 年度	10	13	23	26	24	50	1.3
平成 13 年度	12	9	21	40	14	54	1.4

※ 児童数は各年度 10 月 1 日現在の入所児童数

エ 一時的保育の状況

パート就労等女性の就労形態の多様化に伴う、一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応するため、平成 2 年度から私立保育所 1 か所で一時的保育を始めましたが、現在は 3 か所で実施しています。

実施保育所が増えるごとに利用児童も増加しており、保育所に入所していない家庭の需要が増えていることがうかがえます。また、1 か所 1 日平均の利用児童数も漸増しています。

一時的保育の状況

区 分	平成 4 年度	平成 6 年度	平成 8 年度	平成 10 年度	平成 12 年度
実施保育所数(か所)	1	1	1	2	3
年間延べ利用 児童数(人)	298	143	304	703	1,074
1 か所 1 日平均(人)	1.00	0.48	1.02	1.18	1.21

オ 休日保育の状況

保護者の就労形態の多様化により、休日において児童の保育が困難になる場合に対応するため、平成 9 年度から私立保育所 3 か所で始めましたが、平成 13 年度には 5 か所で実施しています。

実施保育所の増加とともに、利用児童数も徐々に増えてきており、平成 12 年度の 1 か所 1 日平均では、3.14 人となっています。

休日保育の状況

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
実施園数(か所)	3	3	4	4
年間延べ利用児童数(人)	207	423	576	853
1か所1日平均(人)	1.03	2.07	2.12	3.14

カ 乳幼児等健康支援デイサービス(病後児保育)の状況

保育所に通所中の児童等が、病気の回復期で集団保育等が困難な場合に、その期間一時的に児童等の保育を行うため、平成9年1月から医療機関併設型1か所で病後児保育を実施しています。

利用者数は、ここ2年間は、1日平均で1人を欠け、稼働率も10%台にとどまっています。

また、岩手県が実施した岩手県子育て支援アンケート調査(平成13年1月)によると、盛岡地方振興局管内でのこの保育サービスの周知度は、53.0%と低い状況となっています。

乳幼児等健康支援デイサービスの状況

区 分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
定員(人)	6	6	6	6	6
開設日数(日)	69	273	268	270	267
年間延べ利用児童数(人)	171	448	278	245	263
1日平均(人)	2.48	1.64	1.04	0.91	0.99
稼働率(%)	41.3	27.4	17.3	15.1	16.4

※ 平成8年度は平成9年1月から同年3月までの実績

キ 地域子育て支援センター事業の状況

都市化の進展に伴い核家族化が進行する中で、家庭における子育て能力が低下し、子育てに対する身体的、心理的負担を訴える保護者が増えています。こうしたことから、平成7年度から、子育てのノウハウを蓄積している保育所等が中心となって、子育て家庭に対する支援事業を開始しました。

この事業は、とりょう保育園を拠点に、各公立保育所、保健センター、公民館、働く婦人の家等と連携しながら、「こんにちはママさん」講座を柱に、「保育施設の開放」「子育て相談」「子育てサークルの支援」等、総合的に子育て支援を実施しています。なお、平成13年度からは、公立保育所全園で月1回の一斉園開放を行っています。

主な事業内容(平成12年度)

事業内容	参加者等
「こんにちはママさん」講座	4期 99組の親子
保育施設の開放	一斉園開放(18園) 2回 1,105人の親子 遊び体験(1園) 21回 235組の親子
子育て相談(3園)	670件
子育てサークルの支援	各公民館で14サークル, 21回
高校生体験保育	10人

ク 保育所地域活動事業の状況

保育所が地域に開かれた社会資源として、その専門的機能を活用しながら、地域の高齢者等との世代間ふれあい交流や入所児童と地域の児童との異年齢児交流、障害児との交流、育児講座の開催など、地域に密着した活動を推進しています。

現在、市内41園すべての保育所でこの取組を進めています。

(3) 子育て支援短期利用事業の状況

保護者の疾病、出産、恒常的な残業等により家庭で児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一定の期間、養育・保護をしています。

平成12年度は、児童養護施設、乳児院等4か所でショートステイ事業54人、トワイライトステイ事業30人の利用がありましたが、今後も事業の周知を図ることが必要です。

(4) 放課後児童健全育成事業の状況

共働き家庭等の増加に伴い、昼間保護者のいない家庭の児童(主として小学校低学年)の健全育成を図るため、地域児童クラブ(放課後児童クラブ)等に対して、国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、事業を委託しています。

また、このほか、平成8年度からは児童センターに児童クラブ室を設置し、児童センターの付帯事業として留守家庭児童対策に取り組み、現在は3か所で実施しています。なお、平成11年度からは県単独事業の導入を図り、障害児の受入れを行っている2クラブに対して、上乘せ支援を実施しています。

地域児童クラブ等の状況

運営主体	運営主体数 (平成13年4月1日現在)	年次別登録児童数(人)				
		平成4年度	平成8年度	平成10年度	平成12年度	平成13年度
地域児童クラブ	14	455	570	523	564	583
社会福祉協議会	1	45	34	37	37	50
社会福祉事業団	3	—	91	154	161	161
合計	18	500	695	714	762	794

(5) 児童センター等の状況

ア 児童センターの状況

高度成長期の共働き世帯の増加に伴い、留守家庭児童の健全育成を図るため、昭和46年に青山地区に市内第1号の児童センターを設置して以来、平成12年度末までに、小学校区単位に32か所の整備を行っています。

また、児童センターの多くは老人福祉センター等との複合施設とし、核家族化等により少なくなりつつある高齢者等とのふれあいの場をつくるほか、管理運営については、その多くの施設を社会福祉事業団に委託し、地域福祉活動の拠点機能も持たせながら、地域と一体となった運営を行っています。

児童センターの状況

区 分	平成4年度	平成6年度	平成8年度	平成10年度	平成12年度	
施 設 数	25(22)	28(25)	31(28)	32(29)	32(29)	
利 用 者 数	児童(人)	312,306	343,344	383,223	399,895	413,907
	一般(人)	100,134	116,157	115,339	123,050	133,236
	合計(人)	412,440	459,501	498,562	522,945	547,143

※施設数()は、盛岡市社会福祉事業団への委託施設数。

イ 児童遊園、遊び場等の状況

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにするため、児童センターの設置のほかに、市内に3か所の児童遊園を設置しています。また、町内会等が設置管理する地域の子どもの遊び場の整備に要する費用について助成を行っています。

このほか、都市公園として、平成12年度末現在で、幼児公園213か所、街区公園116か所の整備を行うなど、子どもたちが安心して遊べる環境づくりに努めています。

(6) 母親クラブの状況

家庭児童の健全育成を図る観点から、母親等を主体とした地域組織として結成された母親クラブに対して活動費を助成しています。

母親クラブは、平成12年度末現在で39クラブが活動していますが、活動拠点である児童センターの事業との有機的な連携の下に、活動の充実を図るとともに、平成12年度には連絡組織を立ち上げて、子育てやクラブ運営についての情報交換や研修を実施しています。

(7) 幼稚園の状況

幼稚園数は、昭和60年度以降、10数年間33園を維持していましたが、平成13年度には2園が閉園しています。就園児童数は、出生数の減少にもかかわらず5千人台で推移していましたが、平成11年度から5千人台を割り、以降減少傾向を示しています。また、就学前の児童に対する幼稚園就園児童の割合(就園率)は、平成13年度には28.4%となっています。

幼稚園の就園状況

区 分	園 数	幼稚園就園児童数(人)				就学前児童数(人)	就園率(%)
		3歳児	4歳児	5歳児	合 計		
昭和60年度	33	490 (9.0)	2,390 (43.9)	2,568 (47.1)	5,448 (100.0)	22,236	24.5
平成2年度	33	655 (11.7)	2,339 (41.7)	2,618 (46.6)	5,612 (100.0)	19,947	28.1
平成7年度	33	934 (17.6)	2,209 (41.7)	2,155 (40.7)	5,298 (100.0)	18,165	29.2
平成11年度	33	996 (20.3)	1,982 (40.4)	1,931 (39.3)	4,909 (100.0)	16,758	29.3
平成13年度	31	888 (20.8)	1,662 (39.0)	1,710 (40.2)	4,587 (100.0)	16,168	28.4

- ※ 盛岡市統計書, 「学校一覧」(岩手県教育委員会)
- ※ 都南地区については, 一部推計の上合算しています。
- ※ 幼稚園就園児童数は, 各年度5月1日現在

(8) 就学前児童の状況

就学前児童数は, 昭和60年度から平成13年度までの16年間に約27%減少しています。幼稚園の利用児童数は, 減少傾向にあります。逆に, 保育所は, 近年実数, 就園率ともに増加しています。

これらの現象は, 女性の社会進出や景気の低迷, 核家族化の進行, 祖父母世代の意識の変化等が大きな要因と考えられています。

保育所・幼稚園利用児童数

区 分	就 学 前 児童数 (人)	保 育 所		幼 稚 園	
		児童数 (人)	割 合 (%)	児童数 (人)	割 合 (%)
昭和60年度	22,236 (100.0)	3,611 (100.0)	16.2	5,448 (100.0)	24.5
平成2年度	19,947 (89.7)	3,292 (91.2)	16.5	5,612 (103.1)	28.1
平成7年度	18,165 (81.7)	3,169 (87.8)	17.4	5,298 (97.3)	29.2
平成11年度	16,758 (75.4)	3,344 (92.6)	20.0	4,909 (90.1)	29.3
平成13年度	16,168 (72.7)	3,695 (102.3)	22.9	4,587 (84.2)	28.4

※ 昭和60年度～平成2年度の都南地区の保育所児童数は, 児童定員×0.9として合算しています。

※ 幼稚園資料は, 「学校一覧」(岩手県教育委員会)

※ 保育所及び幼稚園の児童数は, 各年度5月1日現在

※ ()は, 昭和60年度を100.0とした場合の指数を表しています。

7 母子保健の状況

(1) 出産と育児のための環境整備

妊婦健康相談は, 市役所本庁舎と都南総合支所の2か所に設置し, 全妊婦と面接を行っており, 母親教室やパパママ学級等には, 平成12年度では年間44回, 延べ1,048人の受講者があり, 妊娠, 出産, 育児に伴う不安や悩みの解消に努めています。また, 妊産婦歯科健康診査の充実, 「ママの安心テレフォン」の設置や「パパ手帳」の配布など, 子育て支援情報や父親の育児参加の啓発に努めています。

(2) 子育て環境の整備

子育て支援のため, 保健センターでの相談体制を栄養士を加えた3人体制にするるとともに, 児童センターなど, 身近な場所を活用した子育て相談の開設により年々相談者が増加しており, 平成12年度は1,000人を超えています。

また, 育児教室「すくすく学級」を毎月開催し, さらに育児不安や悩みの解消には, 母親を孤立させない

ことが大事なことから、母親同士が楽しい子育てを進める「子育てサークル」の育成にも力を入れ、母親同士の交流やともに支え合いができるよう支援を図っています。

乳幼児の健康づくりの健康診査回数は、生後1か月から3歳児までに計8回の個別健康診査や集団健康診査を実施しており、全国トップレベルにあります。この健康診査で成長・発達に支援を必要と思われる場合は、各分野の専門医による乳幼児総合診査で経過観察する盛岡市独自の早期療育システムによって着実な成果を上げています。

また、健康管理上問題を指摘されなかった児童でも、保育所、幼稚園等との情報交換により児童への対応を進めるなど、関係機関とのネットワーク機能の強化に努めています。

歯科健康診査においては、5歳児までに5回の健康診査を行っており、5歳児健康診査を受けた幼児には、希望によりシーラント充填を行い、口腔の健全育成の支援に努めています。

8 子育て支援に関連する施策の推進状況

(1) 勤労者の働く環境の整備

ア 各種休業制度の啓発普及

市内各企業、事業所に対し、育児休業制度の導入とその利用促進を働きかけています。

イ 盛岡地域ファミリーサービスクラブの運営助成

勤労女性の育児と仕事の両立を支援するため、会員組織による相互援助活動の運営に対して助成を行っています。

ウ 勤労者育児休業生活資金の貸付け

(2) 住環境の整備

ア 快適で良質な住宅の建設

平成8年度から平成12年度までの5か年で、市営住宅のバリアフリー化（新築4棟58戸、改築8棟108戸）を実施しました。

イ 都市公園の整備

平成12年度末までに、幼児公園213か所、街区公園116か所を整備しました。

(3) 生涯学習環境の整備

ア 生涯学習の推進

生涯学習情報誌の発行や学習活動成果発表など、生涯学習の推進と啓発に努めたほか、市民の学習会への指導者派遣、有志指導者の登録等、市民の学習活動への支援を図っています。

イ 教育振興運動の展開

平成8年度から平成12年度まで第7次5か年計画の盛岡市教育振興運動を展開し、よい子どもの育つ環境づくりのため、児童・生徒、家庭、地域社会、学校、教育行政の五者が連携して実践運動を行い、青少年の健全育成に努めました。

平成13年度からは、第8次5か年計画に掲げる全市共通の運動目標の達成に向けて、具体的推進に取り組んでいます。

(4) 学校教育の充実

ア 小・中学校教育の充実

地域や児童生徒の実態を的確にとらえるとともに、学習指導要領の趣旨に基づいた人間性豊かな児童生徒の育成を目指し、創意を生かした特色ある学校づくりの実現に努めています。

イ 教育相談事業の充実

いじめ、学校不適応、しつけ等に関する教育相談や障害児の教育相談を実施しているほか、各学校に「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」を配置し、児童・生徒の問題行動等の解決に努めています。

ウ 幼稚園教育

市立幼稚園3か所で3歳児保育を実施し、就学前教育の普及充実に努めています。

(5) 社会教育の充実

中央公民館や各公民館等を中心に、青少年向けの講座開設をはじめ、乳・幼児、小学生やその保護者を対象に、幼児教室や育児講座等の各種講座を開設し、家庭の教育力の向上に努めています。また、図書館においても、母と子の読書活動事業を開催するなど、母子のふれあいをとおして、情操が豊かになるよう、子育て環境の充実に努めています。

第3 計画推進の基本方針と基本方向

計画推進の基本方針

出生数の減少が続き、少子化が急速に進んでいる状況の中で、若い男女が結婚や出産等に不安を抱き、また、夫婦が希望する数の子どもを持つことに困難を感じたり、親が育児やしつけに対して不安や負担感を大きく意識することが増えています。

これら子育てに伴う様々な不安や負担をできる限り軽減するためには、男女が子育てに共同で参加するとともに、子育てについて親として果たす役割を社会全体で支えていくことが必要です。併せて、子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めていくことが必要であると考えます。

このため、「男女がともに子育てに参加し、子どもたちが健やかに育つ環境づくり」を進めていくことを、この計画を推進する基本方針として掲げ、「子育てがしやすい街盛岡」の実現を目指します。

計画推進の基本方向

1 子育てや家庭を社会全体で支えていく地域社会づくりの推進

(1) 子育てへの男女共同参画意識の形成

男女がともに子育てに参加できるよう、家庭、職場、地域、学校等での男女共同参画意識の形成に努めます。

(2) 経済的負担の軽減

保育料等の軽減を図るなど、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

(3) 就労環境の整備

勤労者が子育てをしやすいよう、育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境づくりを促進します。

(4) 子育て中の家庭への支援策の推進

家庭規模の縮小や地域の子育て機能の低下に対応し、地域の子育て支援のネットワークづくりや相談・情報提供体制の充実等により、子育ての支援に取り組みます。

2 利用者の多様な需要に対応した保育サービス等の整備

(1) 保育所の受入枠の整備

保育所入所の待機児童が生じないよう、いつでも保育所入所が可能な受入態勢を整えます。

(2) 多様な子育て支援サービスの推進

延長保育をはじめ、一時的保育、休日保育、障害児保育など、多様な需要にこたえる保育サービスの充実を図るとともに、在宅の児童も含めた子育て支援を推進します。

(3) 放課後児童の健全育成

小学校低学年児童等の健全な保護育成を図るため、児童センターの機能強化や地域児童クラブ(放課後児童クラブ)への支援を図ります。

3 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

(1) 母子保健医療サービスの充実

安心して出産と育児ができるよう、母子保健サービスや各種健康診査等の充実を図ります。

(2) 子育て相談・情報提供体制の整備

保健婦による各種相談や育児教室の開催のほか、子育てサークルの育成等を図ります。

(3) 療育体制の充実

早期療育システムを整備するなど、療育体制の充実に努めます。

4 子どもが健やかに育つことができる環境づくりの推進

(1) 地域における児童の健全育成活動の推進

地域において子どもが地域の人々と交流し、様々な社会環境にふれられるような機会の充実を図るとともに、児童センターの整備を進めます。

(2) 保護を要する児童等の福祉の増進

児童虐待の早期発見、再発防止に努めるとともに、ひとり親家庭の支援等を図ります。

(3) 子どもがのびのびと成長できる教育の推進

子どもの人権に配慮し、一人ひとりを大切に「ゆとり」ある教育活動を行うとともに、様々な体験活動を進めます。

(4) 思春期対策等の推進

学校のほか、各関係機関・団体等と連携しながら、相談、カウンセラー体制を充実し、児童の健全な発達を図ります。

(5) 魅力ある社会教育の推進

家庭の教育力の向上を目指したきめ細かな家庭教育への支援と、子どもたちの「生きる力」の育成に努めます。

5 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 子育てにやさしいまちづくりの推進

子ども連れで安心して外出できる子育てにやさしいまちづくりなどの推進に努めます。

(2) 安全な生活環境の確保

地域ぐるみで児童への犯罪防止や交通事故防止を図るほか、児童の発育に有害な環境等についての情報提供や啓発に努めます。

第4 計画の具体的推進

1 子育てや家庭を社会全体で支えていく地域社会づくりの推進

(1) 子育てへの男女共同参画意識の形成

- 男女の固定的な役割分担意識を見直し、共同で家事や子育てに参画する意識の啓発を図ります。
- 学校教育等を通じ、男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を実施するとともに、家事、育児等の知識・技術の習得の促進に努めます。
- 地域や家庭、職場において、幅広い世代に対する男女共同参画に関する多様な学習機会の提供等を促進します。
- 未婚の男女の出会いの場の提供を支援するとともに、未婚の男女がともに結婚や子育てに関心を持てるような意識啓発を図ります。

(2) 経済的負担の軽減

- 子育て家庭の経済的負担を少しでも軽くするため、市独自で保育所の保育料を継続して軽減するほか、国や県に対しても多子児童の保育料の軽減を働きかけます。
H14年度に基準より25%程度を軽減した。
- 幼稚園就園奨励事業の推進を図るとともに、幼稚園の第2子以降の児童の保育料について、国や県と連携し、その軽減に努めます。
- 乳幼児や妊産婦の適正な医療を確保するため、医療費や入院時の食事代などの自己負担分に対し助成します。
- 国民健康保険の被保険者の出産費資金の貸付けについて、適切な運用を図ります。

(3) 就労環境の整備

- 勤労者を対象とした子育てと就労の両立に関する相談等を実施します。
- 経営者に対して、育児休業制度の一層の周知を図ります。

- 育児休業取得者や育児を行う勤労者が仕事と子育ての両立が図られるよう、育児休業資金貸付制度の運用や各種育児支援制度の情報提供を行います。
- 妊娠中や出産後の女性労働者の健康管理と母性保護を図るため、啓発指導等の一層の充実を図ります。

(4) 子育て中の家庭への支援策の推進

- 各小学校区を基本に設置している児童センターを、家庭において子育てをしている母子等の情報交換やふれあいの場としての利用を促進します。
- 保育所や幼稚園が、地域における子育て支援や幼児教育のセンターとして、未就園児を含めた親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する場や機会を提供し、家庭の悩みの相談に応じるなど、子育てを支援する活動の促進に努めます。
- 地域子育て支援センター事業の実施保育所や保健センターを核として、子育て関連の情報を交換する子育てサークルなどの活動の場づくりを進めるとともに、子育てサークル相互の交流やネットワークづくりを促進し、子育て中の母親等の様々な子育て不安の解消に努めます。
- 子育て経験者、高齢者、ボランティア、住民組織、NPOと関係機関・団体相互の連携強化や研修会等の実施による指導者の資質の向上、民生児童委員・主任児童委員の活動を充実することなどにより、「^こ結の心」に基づく地域ぐるみでの子育ての支援体制の整備を図ります。

2 利用者の多様な需要に対応した保育サービス等の整備

(1) 保育所の受入枠の整備

- 入所円滑化による乳幼児の柔軟な受入れ、入所需要に応じた定員の見直し、地域的配置を考慮した保育所の設置の促進、既存保育所での乳児入所枠拡大のための施設整備等の促進など、待機児童が生じない態勢づくりに努めます。

(2) 多様な子育て支援サービスの推進

- 働く形態の多様化等に対応して、市内保育所全園において延長保育を実施するとともに、需要の動向等に応じて、一時的保育や休日保育の普及拡充の促進を図ります。
- 集団保育が可能な障害児をできる限り保育所で受け入れられるよう、保育士の研修等の充実を図るとともに、県福祉総合相談センター、医療機関、園医、障害児巡回指導者、保健セ

ンター等との連携や指導を得ながら、一層効果的な障害児保育の運営を図ります。

- 乳幼児等健康支援デイサービス事業(病後児保育)の利用について市民に積極的に周知を図るとともに、その需要の状況等を見ながら、普及拡充の促進を図ります。
- 育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人を会員とするファミリー・サポートセンター等地域相互援助組織の設置の促進を図ります。
- 子育て支援短期利用事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の利用が図られるよう、周知に努めます。
- 認可外保育施設については、県と密接な連携を図りながら、保育の質の確保と利用者への情報提供に努めます。

(3) 放課後児童の健全育成

- 今後、新設等を行う児童センターには、基本的に児童クラブ室を整備するなど、留守家庭児童対策の一層の充実に努めます。
- 保護者等が運営している地域児童クラブ(放課後児童クラブ)について、その運営や施設の確保に対して、適切な支援に努めます。

3 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

(1) 母子保健医療サービスの充実

- 母子健康手帳交付時を母子保健サービスの入り口とし、個々の妊婦の健康状態を把握して、きめ細かな妊産婦、新生児の訪問指導や相談事業を充実します。
- 1歳児になるまで5回、それ以後1歳6か月、2歳、3歳と実施している乳幼児の健康診査について、その内容の一層の充実に努めます。
- 小児救急輪番制病院運営事業など、小児保健医療の維持向上に努めます。

(2) 子育て相談・情報提供体制の整備

- 保健センターで行う育児相談のスタッフのより一層の専門化を図るほか、市内各支所、地区活動センターでの地区子育て相談の充実に努めます。
- 育児教室の「すくすく学級」や「母親教室」、初めて子どもを持つ夫婦を対象とした「パパ

ママ学級」を充実強化し、男女共同の子育てを支援します。

- 各育児教室を終了した母親等で結成されている子育てサークルの育成を図り、その交流や情報交換の場の提供を推進します。
- 子育てガイドブックを発行し、子育ての家庭へ情報・知識を提供します。

(3) 療育体制の充実

- 現在の早期療育システムをより充実し、精神・運動発達等に障害が生じるおそれのある乳幼児を早期に把握して、適切な指導を実施します。
- 乳幼児総合診査後、個別に指導が必要な親子に対する「親子教室」をより充実します。
- 総合療育センターの設立を関係機関に働きかけ、早期実現を目指します。

4 子どもが健やかに育つことができる環境づくりの推進

(1) 地域における児童の健全育成活動の推進

- 高齢者、障害者、異年齢児、異なる地域や外国の子どもたちとの多様な交流や、郷土の伝統文化等の伝承活動・地域行事への参加、自然体験活動の充実、スポーツ少年団などの継続的なスポーツ交流活動等の活発化を図ります。また、これらの活動への親子・家族ぐるみでの参加を促進します。
- 児童生徒、家庭、地域社会、学校及び教育行政の五者が、それぞれの役割を明確にしながら連携を深め、継続的に、第8次5か年計画等による教育振興運動を展開します。
- 母親クラブ、子ども会、ボーイ（ガール）スカウト等への支援を行うなど、地域連帯による健全育成活動の一層の充実に努めます。
- 児童センターの未設置小学校区等への整備を進めます。また、小学生の利用だけでなく、在家庭の低年齢児童から年長児童・生徒までが幅広く参加できる児童センターの運営に努めます。
- 公民館や幼児公園、街区公園、近隣公園等の各種施設の整備を推進するとともに、その利活用を促進します。

- 休日や放課後等における、体育館、校庭等の学校施設の地域開放を推進するとともに、余剰教室の適切な活用に努めます。
- 町内会等が整備し管理する子どもの遊び場の確保等について支援します。

(2) 保護を要する児童等の福祉の増進

- 児童虐待の早期発見のため、乳幼児健康診査などを活用するほか、保育所、学校等の職員への徹底化はもちろんのこと、市民に対しても要保護児童を発見した場合の通告義務等について啓発を図ります。
- 県福祉総合相談センター、民生児童委員、主任児童委員、保健医療機関、警察等関係機関と連携を図るとともに、関係機関・団体等によるネットワーク化を図り、児童虐待の早期発見と再発防止に努めます。
- ひとり親家庭の様々な悩みを解決するため、婦人相談員による母子相談の充実を図ります。
- ひとり親家庭の生活安定のため、各種貸付制度の情報提供や社会的・経済的な自立支援を実施します。
- 不登校児童生徒の学校復帰に向けて、適応指導教室「ひろばモリーオ」の指導・援助活動の充実を図ります。また、不登校などの閉じこもりがちな児童生徒に対して、学生ボランティア（ふれあいフレンド）を派遣して、児童生徒とのふれあいの中から心を開く援助をします。

(3) 子どもがのびのびと成長できる教育の推進

- 次代を担う子どもたちがのびのび成長できるよう、子どもの人権に配慮し、一人ひとりを大切にした学校教育を行うとともに、地域における学習機会の充実等を図ります。
- 平成14年度から実施される完全学校週5日制に対応した「ゆとり」ある教育活動の中で、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、個性を生かし、自ら学び、自ら考える力をはぐくむ教育を行います。
- 児童生徒の主体性や創造性を重視した「総合的な学習の時間」の活用や「一学校一農園運動」等の関係事業との連携により、体験的な学習を展開します。

- 地球環境の維持保全の見地から、日常生活における環境に配慮した行動の必要性について認識を深めるため、環境教育推進校等における指導や環境学習推進に関するフォーラム等の開催とともに、家庭、地域との連携により、環境問題に取り組む意識の醸成を図ります。
- 家庭科の授業等を活用して、生徒が保育所、幼稚園などで乳幼児とふれあう体験学習を行うなど、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会を提供します。
- 福祉施設等でのボランティア活動や企業での就業体験など、地域の関係団体等との連携により、学校外における学習を積極的に進めます。

(4) 思春期対策等の推進

- 家庭児童相談室、保健センター、学校及び教育相談室が、県福祉総合相談センター、警察、医療機関等の関係機関・民間団体と連携し、きめ細かな相談活動や学習機会の充実を図ります。
- 学校において、学習・進路、交友関係、不登校、いじめ問題、性に関する悩み等に対応するため、教職員の研修や学校医の積極的な活動のほか、「心の教室」相談員やスクールカウンセラーを配置し、学校における思春期保健活動を推進するとともに、学校医等の専門家などの協力を得て、性教育や薬物乱用防止教育を行います。

(5) 魅力ある社会教育の推進

- 家庭の教育力の向上を図るため、子育てに関する親の学習の機会の提供や、子育てやしつけに悩む親に対する相談体制の充実に取り組むほか、地域において家庭教育の推進に当たる子育てサポーターの活用を図るなど、家庭教育の支援に努めます。
- 子どもたちの思いやりの心や豊かな感性、自ら主体的なものごとに取り組むことのできる「生きる力」を育成するため、社会体験や異年齢集団での多彩な交流活動の場を提供するほか、青少年指導者やリーダーの養成を図ります。

5 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 子育てにやさしいまちづくりの推進

- 安心して子ども連れで外出ができ、また、子どもが楽しく安全に遊び、生活できるよう、ユニバーサルデザイン化されたまちづくりの推進に努めます。

- 妊婦や子ども連れが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるよう、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。
- 公共的施設等不特定多数の人が利用する施設について、授乳コーナー等の設置を促進します。
- 市営住宅のバリアフリー化など、快適で良質な公営住宅の供給を推進します。

(2) 安全な生活環境の確保

- 子どもの安全にも配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、子どもの交通事故防止についての広報・啓発活動を推進します。
- 6歳未満の児童を持つ保護者に対し、チャイルドシート購入助成を行い、交通事故被害防止に努めます。
- 緊急避難場所である「子ども 110 番の家」等の周知や、地域の関係機関・団体との連携を図りながら、地域ぐるみで子どもに対する犯罪の発生の防止に努めます。
- 成長期の子どもの健康に有害となるおそれのある食品や環境ホルモンなどについて、情報提供や啓発活動に努めます。

第5 主な指標

第4に掲げた「計画の具体的推進」の中で、掲げることが可能な目標年次（平成18年度）の主な指標について、次のとおり設定するものとします。

項 目	現状（平成13年度）	目標年次（平成18年度）	備 考
保育所入所定員	3,720人	3,900人	
保育所入所待機児童数	7人	0人	
延長保育実施保育所数	38か所	42か所	
一時保育実施保育所数	3か所	5か所	
休日保育実施保育所数	5か所	5か所	
乳幼児等健康支援デイサービス事業	1か所	2か所	
ファミリー・サポート・センター設置数	—	1か所	
預かり保育実施幼稚園数	22か所	26か所	いわて子どもプラン指標
子育てボランティア養成数	100人	200人	
子育てサークル数	40	40	
地域子育て支援センター設置数	3か所	3か所	
保育所地域活動事業実施保育所数	41か所	42か所	
子育て支援活動実施幼稚園数	12か所	12か所	いわて子どもプラン指標
放課後児童クラブ数	18か所	19か所	
児童センター設置数	32か所	34か所	
母親クラブ数	39	41	
子ども放送局設置数	1	1	
心の教室相談員・スクールカウンセラー配置校数	18校	18校	

資料編

1 盛岡市新児童育成計画の策定経過等

平成13年	5月20日	盛岡市新児童育成計画策定事務局会議
平成13年	5月21日	盛岡市新児童育成計画策定委員会設置市長決裁
平成13年	5月21日	盛岡市新児童育成計画策定懇話会設置市長決裁
平成13年	5月31日	盛岡市新児童育成計画策定懇話会委員関係団体等へ推薦依頼
平成13年	6月1日	盛岡市新児童育成計画策定懇話会公募委員募集
平成13年	7月16日	盛岡市新児童育成計画策定事務局会議
平成13年	7月23日	第1回盛岡市新児童育成計画策定委員会
平成13年	7月25日	盛岡市新児童育成計画策定懇話会委員18名委嘱
平成13年	7月25日	第1回盛岡市新児童育成計画策定懇話会
平成13年	10月12日	第1回盛岡市新児童育成計画策定委員会幹事会
平成13年	11月12日	第2回盛岡市新児童育成計画策定委員会
平成13年	11月29日	第2回盛岡市新児童育成計画策定懇話会
平成14年	1月16日	盛岡市立保育園園長会で策定経過説明
平成14年	2月1日	第2回盛岡市新児童育成計画策定委員会幹事会
平成14年	2月15日	第3回盛岡市新児童育成計画策定委員会

平成14年 2月26日(予定) 第3回盛岡市新児童育成計画策定懇話会

平成14年 3月 日(予定) 「盛岡市新児童育成計画」決定 市長決裁

2 新児童育成計画策定委員会

新児童育成計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 児童育成計画の策定その他子育て支援の施策の推進に関する主要な事項について調査検討するため、新児童育成計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は助役を、副委員長は保健福祉部長をもって充てる。

3 委員は、盛岡市部設置条例（昭和33年条例第21号）に規定する部の長（保健福祉部長を除く。）及び市長が命じた職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(幹事会)

第5 委員会に、委員会の所掌事項の予備審査及び委員会が委任した事項の調査検討をさせるため、幹事長、副幹事長及び幹事若干人をもって組織する幹事会を置く。

2 幹事長は保健福祉部長を、副幹事長は保健福祉部長の指定する保健福祉部次長をもって充てる。

3 幹事は、総務部次長、企画部次長、財政部次長、市民部長の指定する市民部次長、産業部長の指定する産業部次長、建設部長の指定する建設部次長、都市整備部長の指定する都市整備部次長、保健センター所長、青少年女性課長、児童福祉課長、保健センター副所長及び工業労政課長並びに市長が命じた職員をもって充てる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、児童福祉課において処理する。

(実施期日)

第7 この要綱は、平成13年5月21日から実施する。

3 盛岡市新児童育成計画策定懇話会

盛岡市新児童育成計画策定懇話会設置要領

(設置)

第1 新児童育成計画の策定に関し意見を得るため、盛岡市新児童育成計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(組織)

第2 懇話会は、委員18人以内をもって組織する。

(座長及び副座長)

第3 懇話会に座長及び副座長1人を置き、委員の互選とする。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 懇話会は、市長が招集する。

(庶務)

第5 懇話会の庶務は、保健福祉部児童福祉課において処理する。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(実施期日)

第7 この要領は、平成13年5月21日から実施する。

○ 盛岡市新児童育成計画策定懇話会委員

	【氏名】	【所属団体等・役職名】
座長	雫石 礼子	岩手県立大学社会福祉学部教授
副座長	臼井 康雄	盛岡市医師会副会長
委員	佐藤 妙子	盛岡市市議会議員・教育福祉常任委員長
委員	中村 幸枝	盛岡青年会議所メディアネットワーク委員会委員
委員	青野 宣揚	盛岡市小学校長会会長・東松園小学校校長
委員	丹治 優子	盛岡市PTA連合会副会長・土淵中学校PTA会長
委員	坂本 洋	岩手県私立幼稚園連合会盛岡地区会副会長・盛岡幼稚園園長
委員	岡 祖 泰	盛岡市私立保育園園長会会長・聖光保育園園長
委員	藤原 弘	盛岡市保育園保護者会連合会会長
委員	高橋 康之	盛岡市学童保育連絡協議会会長
委員	鳴海 由紀子	子育てサークル「ひまわりサークル」代表
委員	鈴木 千恵子	盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員
委員	鎌田 まき子	盛岡市子ども会育成会連絡協議会副会長
委員	吉田 ゆり	盛岡市社会福祉協議会評議員
委員	島 守 智恵子	盛岡市地域婦人団体連絡協議会事務局長
委員	恒川 かおり	盛岡市母親クラブ連絡協議会会長
委員	高橋 八重子	公募委員
委員	大原 加代子	公募委員